

秋田県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和3年6月7日

秋田県後期高齢者医療広域連合長 穂 積 志

秋田県後期高齢者医療広域連合条例第3号

秋田県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例

秋田県後期高齢者医療広域連合高齢者医療に関する条例（平成19年秋田県後期高齢者医療広域連合条例第25号）の一部を次のように改正する。

附則第47条第1項中「及び令和2年度」を「から令和3年度分まで」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行し、改正後の秋田県後期高齢者医療広域連合高齢者医療に関する条例の規定は、令和3年4月1日以後に普通徴収の納期限（特別徴収の場合にあっては、特別徴収対象年金の給付の支払日）が到来する保険料について適用する。